

## 監査報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 前田 豊 殿

私たち監事は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの平成 21 年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監事の監査の方法の概要

私たち監事は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所監事監査規程に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け、事業報告書、財務諸表及び決算報告書につき検討を加えました。


### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、法令等に従い、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重要な事実は認められません。

平成 22 年 6 月 25 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

監 事

榎 本 克 哉 

監 事

室 中 道 雄 